

平成 19 年 12 月 3 日  
事 務 連 絡

各介護支援事業者 様

豊島区保健福祉部介護保険課長事務取扱  
保健福祉部参事 稲 葉 穂

## 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

本区における軽度者（要支援 1・2 及び要介護 1 の方）に対する福祉用具貸与の例外給付の判定確認方法は、「確認申請書」により区が確認印を押印する方法で行っています。

平成 18 年制度改正時の判定方法（認定調査結果）に該当する場合は、従前の取扱いでの給付となります。

### 記

#### 【確認申請における必要書類】

1. 「軽度者に係る福祉用具貸与に関する確認申請書」

ホームページにアップしています。

<http://www.city.toshima.tokyo.jp/sinseisyo/syakai30-1.pdf>

2. 「ケアプラン第 4 表の写し（サービス担当者会議の要点）」

貸与給付算定の取扱いにつきましては、申請届出月の初日からになります。

なお、6 ヶ月ごとのプランの見直しや区分の変更などによるプランの見直し、介護支援事業所などが変更になった場合は、再度ご提出いただく必要がございます。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

#### 【判定方法】

1. 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断し

医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書または担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見によって確認する方法でも差し支えない。

2. サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを

3. 豊島区が確認します。

なお、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号の一部改正、平成 19 年 3 月 30 日付）については、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> をご確認ください。

【連絡先】豊島区介護保険課給付グループ  
電話 03 - 3981 - 1387